

交野市と枚方信用金庫との包括連携に関する協定書

交野市（以下「甲」という。）と枚方信用金庫（以下「乙」という。）とは、地域経済の活性化及び人口減少社会における地域の持続的発展に向けて、相互の連携強化を図るため、次のとおり包括協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙相互の持つ知恵及び技術を共有し、地域の課題の解決などを図っていくことにより、市民サービスの向上及びまちの活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲乙協議の上、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 地域資源を活用した市政のPRに関する事
- (2) 子どもたちの育ちや学びの支援に関する事
- (3) 健康寿命の延伸に関する事
- (4) 次世代エネルギーの活用に関する事
- (5) 地域産業の活力の創造に関する事
- (6) 安全で安心の暮らしづくりに関する事
- (7) 空き家防止にかかる取組み及び空き家活用に関する事
- (8) その他市民サービスの向上・地域活性化に関する事

（具体的取組みの内容及び実施方法）

第3条 前条各号に定める事項を効果的に推進するため、甲と乙は相互に連携協力事項に関する窓口を交野市は企画財政部、枚方信用金庫は地方創生推進室として、取組み毎に具体的内容及び実施方法に関し、定期的に協議し、定めるものとする。

（情報の共有）

第4条 甲及び乙は、連携協力事項の実施に当たり、法令の定める範囲内において相互に情報の共有を図るとともに、相手方から取得した情報を適切に管理するものとする。

（協定の見直し）

第5条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

写

(期間)

第6条 この協定の有効期間は、締結日より1年間とする。ただし、期間が満了する日の1か月前までに、甲乙いずれかからも解約の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後の更新についても同様とする。

(協議事項)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

平成28年 7月22日

甲：交野市長 黒田 実

乙：枚方信用金庫 理事長 吉野 敬昌